

【記入例】

戸籍に記載されているとおり省略せずに記入してください。

届出する年月日および市区町村名を記入してください。  
協議離婚の場合、届出した日が離婚日になります。

届出現在、住民登録しているところ(役所(場)に届けてある住所)を記入してください。

この届と同時に転入・転居の届をする場合は新住所を記入してください。

アパート、マンション等の建物名がある場合は「(方書)」欄に記入してください。

話し合いによる届出ならば「協議離婚」にチェックしてください。  
それ以外ならば、それぞれの欄にチェックし、成立日等を記入してください。

今現在も同居中の場合、「同居を始めたとき」のみ記入となり、「別居したとき」及び次の欄の「別居をする前の住所」は空欄となります。

それぞれ自署をしてください。

離婚届

令和 年 月 日届出

蓮田市 長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	長 印					
送付 令和 年 月 日	第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

(よみかた)	夫 はすだ たろう	妻 はすだ はなこ
氏 名	蓮 田 太 郎	蓮 田 花 子
生 年 月 日	平成 元 年 1 月 8 日	昭和 62 年 10 月 23 日
住 所	埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1 号	埼玉県蓮田市上2丁目 11 番地 7 号
(住民登録をしているところ)		
本 籍	埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1	埼玉県蓮田市上2丁目 11 番地 7 号
(外国人のときは国籍だけを書いてください)		
父母及び養父母の氏名	夫の父 白岡 武 続き柄 長男 母 蓮田 春子	妻の父 根金 正治 続き柄 二女 母 根金 秋子
父母との続き柄	養父 蓮田 一郎 続き柄 養母	養父 続き柄 養母 養女
(右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)		
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 令和 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 審判 令和 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 判決 令和 年 月 日確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <b>裏面をご覧ください</b> <input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 蓮田健二 蓮田冬実 妻が親権を行う子	
同居の期間	昭和 平成 27 年 3 月 から 昭和 平成 2 年 6 月 まで 令和 西暦 (同居を始めたとき) 令和 西暦 (別居したとき)	
別居する前の住所	埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1 号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	(国勢調査の年 年)の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください 夫の職業 妻の職業	
その他		
届出人署名(※押印は任意)	夫 蓮田 太郎 印	妻 蓮田 花子 印
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先
	夫 年 月 日	電話 090( xxxx )xxxx
	妻 年 月 日	自宅・勤務先 [ ] 携帯

協議離婚には成年の証人が必要です。離婚の事実を知っている成年のかたであれば、親・きょうだい・お知り合いどなたでも結構ですが、必ず証人二人の自筆の署名が必要です。(民法764条)。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	蓮 田 幸 一 印	馬 込 夏 子 印
生 年 月 日	昭和 平成 56 年 10 月 13 日	昭和 平成 37 年 11 月 22 日
住 所	埼玉県白岡市千駄野 432 番地 号	埼玉県さいたま市岩槻区 本町3丁目2 番地 5 号
本 籍	埼玉県白岡市千駄野 432 番地 号	埼玉県さいたま市岩槻区 本町3丁目2 番地 号

戸籍の【父】【母】欄に記載されている父母を記入してください。  
両親の離婚その他で父母の氏が変わるときは、変更後の氏を記入してください。  
また、養父や養母がいる場合も記入してください。

婚姻の際に氏を改めたかたは夫婦の戸籍から除籍になり、旧姓にもどり婚姻前の戸籍にもどる  
旧姓にもどり自分だけの戸籍をつくる  
今の氏のまま自分だけの戸籍をつくる  
のどれかを選んでいただけます。  
この欄は必ず婚姻の際に氏を改めたかたがご記入ください。  
それぞれの記入例は裏面をご覧ください。

この欄の記入・訂正は該当者のかたのみとなり、それ以外のかたが届出にいらっしまった場合、記入もれ・誤記などがありますと持ち帰っていただくこととなりますので、記入の際、十分注意してください。

問い合わせ  
蓮田市役所市民課戸籍担当  
048-768-3111  
内線115・116

昼間に連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

裏面もご覧ください

消せるボールペンは使わないでください。

## 《婚姻前の氏にもどる者の本籍欄について》

婚姻の際に氏を改めたかたは夫婦の戸籍から除籍になり、「①旧姓にもどり婚姻前の戸籍にもどる」「②旧姓にもどり自分だけの戸籍をつくる」「③今の氏のまま自分だけの戸籍をつくる」のどれかを選んでいただきます。※この欄は必ず婚姻の際に氏を改めたかたが記入してください。

### ①旧姓にもどり婚姻前の戸籍にもどる

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
	番地 (よみかた) ねがね まさはる 長野県伊佐郡松川町元大島3823 <del>番</del> 筆頭者の氏名 根金 正治

\*「夫（または妻）」と「もとの戸籍にもどる」をチェックし、婚姻前の本籍地と筆頭者を記入してください。ただし、もどる戸籍が除籍になっている場合はもどることができません。

### ②旧姓にもどり自分だけの戸籍をつくる

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
	番地 (よみかた) ねがね はなこ 埼玉県蓮田市上二丁目11 <del>番</del> 筆頭者の氏名 根金 花子

\*「夫（または妻）」と「新しい戸籍をつくる」にチェックし、どこに戸籍をつくりたいかを記入してください。筆頭者欄は旧姓にもどったご自身の氏名を記入してください。

\*新しい戸籍は全国どこでも該当する地番が存在すれば置けますが、分筆等により地番が変更になって置けない場合があります。離婚届の提出前に、本籍を置きたい市区町村の役所（役場）にお問合わせください。

### ③今の氏のまま自分だけの戸籍をつくる

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる
	<input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
	番地 (よみかた) 番 筆頭者の氏名

\*婚姻中の氏を使い続けたい場合は、この欄には何も記入しないで別紙「離婚の際に称していた氏を称する届」の用紙に記入してください。

## 《子どもの戸籍について》

\*離婚届は婚姻により氏が変わったかたが夫婦の戸籍から除籍になり、結婚前の戸籍に戻るか新しく戸籍を作るようになりますが、子どもはそのまま夫婦の戸籍に残り、未成年の場合は親権事項を記載されます。

\*子どもを離婚後の母（または父）と同じ戸籍に移動させたい場合は、家庭裁判所の許可を得たうえで母（または父）の氏を称する入籍の届出をしていただく必要があります。

## 《離婚届の提出の際に必要なもの》

離婚届を持参するかたの本人確認書類

官公署発行の顔写真付きの書類

〔運転免許証、パスポート（旅券）、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなど〕

本人確認書類をお持ちでなくても不受理申出がされていなければ届出はできます。本人確認ができなかった方には、届出があったことを郵便でお知らせします。（裁判離婚の場合、お知らせはありません）

マイナンバーカード（氏が変わるかたのみ）

国民健康保険証（加入者で氏が変わるかたのみ）

\* 調停離婚の場合⇒調停調書の謄本

審判離婚の場合⇒審判書の謄本と確定証明書

和解離婚の場合⇒和解調書の謄本

認諾離婚の場合⇒認諾調書の謄本

判決離婚の場合⇒判決書の謄本と確定証明書

※裁判所から渡された「戸籍記載用」と書かれているものをご持参ください。  
※審判および判決離婚の場合は必ず確定証明書が郵送されてからご来庁ください。

## 《離婚届と同時に住所も変更するときに必要なもの》 住所変更の届出が別途必要です

\* 転出証明書（蓮田市以外からの転入）

\* 国民健康保険証（加入者）

\* マイナンバーカード

## 《夜間・閉庁日に離婚届を提出するかたへ》

\*夜間（午後5時15分以降）、閉庁日（土日・祝祭日等）は、市役所北入口の警備室でお預かりします。記載もれや誤記がありますと、後日市役所が開庁している時間に来ていただき訂正していただくこととなりますのでご注意ください。

\*住所の異動は夜間・閉庁日（土日・祝祭日等）にはできません。後日市役所が開庁している時間にお手続きをしていただきます。

《問い合わせ》 蓮田市役所市民課戸籍担当

Tel048-768-3111 内線115・116